

東日本大震災（福島第一原子力発電所事故を含む）により被災した在学 生に対する平成 25 年度の特別措置要項

I 趣 旨

この要項は、東日本大震災（福島第一原子力発電所事故を含む）により被災した在学
生に対して措置する、授業料・教育充実費・実験実習料（以下「授業料等」という。）の減免及び修学
支援助成金の給付に関して必要な事項を定める。

II 在学生に対する取扱い

1 対象者

本学の学部生・大学院生のうち、『東日本大震災により、「災害救助法の適用を受けた地域」
に本人若しくは学費支弁者が居住して被災した者』（以下「被災者」という）。

ただし、平成 24 年度末をもって、最短修業年限に達した者を除く。

2 経済支援特別措置の基準

被害状況及び現在の家計状況を勘案して、「授業料等の減免」（※1）及び「修学支援助成金」
の経済支援特別措置を次のとおり行う。

被害状況及び現在の家計状況		授業料等の減免	修学支援助成金
家屋の全壊、焼失または流 失、あるいは学費支弁者の 死亡等の被災者で、	現在も、家計の回復 が見込めず、修学を 継続することが困 難な者で、父母又は 父母に代わる家計 支持者の 1 年間（平 成 24 年 1 月～12 月） の総所得金額が日 本学生支援機構第 一種奨学生選考に おける家計基準程 度を満たす者（※2）	春学期・秋学期の 授業料等の全額	春学期・秋学期 各 48 万円
家屋の半壊など、上記に至 らない被災者で、		春学期・秋学期の 授業料等の半額	春学期・秋学期 各 24 万円
震災当時、福島第一原子力 発電所事故による「警戒区 域」「計画的避難区域」に指 定された地域に居住して おり、現在も避難生活をして いる者で、		春学期・秋学期の 授業料等の全額	春学期・秋学期 各 48 万円

※1 「授業料等の減免」と本学が独自に実施する他の給付奨学金制度との併用はできない。

※2 「日本学生支援機構第一種奨学生選考における家計基準」の目安

家族構成 (モデル)	【4人世帯】（本人・父・母 (無職)・公立高校生)	【5人世帯】（本人・父・母(無 職)・公立高校生・中学生)
給与所得 (源泉徴収票の支払金額)	936 万円程度	977 万円程度
その他所得 (収入－必要経費)	450 万円程度	491 万円程度

3 経済支援措置対象者の決定

- (1) 経済支援特別措置を希望する者は、「III 申請書類」に定める書類を平成 25 年 6 月 14
日（金）までに、当該キャンパスの事務窓口（千里山キャンパスは学生センター奨学
支援グループ、その他のキャンパスは各奨学金窓口）へ提出し、本学が設置する修学
支援会議の議を経て決定する。
- (2) 授業料等減免措置を申請した者は、平成 25 年 5 月 31 日（金）までに学費の延納の手
続きを行うものとする。

(3) 秋学期の経済支援措置は、別途申請する扱いとする。

4 適用期間

平成 25 年度 1 年間とする。

III 申請書類

1 「東日本大震災」被災者特別措置申請書（平成 25 年春学期 在学生用〔様式 1〕）左記をクリックしてダウンロードしてください。

2 証明書等

証明書等	備考
ア 「罹災証明書」（提出必須）	既に提出済の者は提出不要
イ 平成 24 年分の「所得課税証明書」原本（提出必須）（概ね、6 月初旬～中旬に発行）	市区町村役場が発行する「父母」両方のものを提出、無収入の場合でも非課税証明として提出（コピー不可） 父母のどちらかが無収入で母が父の扶養、父が母の扶養に入っている場合は、生活状況報告（申告）書（無職・無収入者用）と併せて扶養に入っている方の保険証のコピーを提出。
ウ 平成 24 年度分の「源泉徴収票」又は「確定申告書第一表・第二表」（提出必須・コピー可）	・「源泉徴収票」：勤務先発行 ・「確定申告書第一表・第二表」：税務署発行受付印のあるもの、なお、確定申告をしていない場合は「市町村民税申告書」（コピー）。
エ 給与支払見込証明書（該当者のみ）	平成 24 年 1 月以降現在までに就職、転職した方のみ提出（勤務先の公印による押印）
オ 避難先住所がわかるもの（該当者のみ）	住民票又は避難先での最近 1 ヶ月の「住居費・水道光熱費・電話料金請求書」等の領収書の提出（コピー）
カ 家計支持者が単身赴任をしている場合「単身赴任証明」（該当者のみ）	赴任先での最近 1 ヶ月の「家賃・水道光熱費・電話料金請求書」等の領収書の提出（コピー）
キ 障がい者（該当者のみ）	学生本人を含め同居家族に障がいのある方、原子爆弾によって被爆した方がおられる場合「障害者手帳」・「被爆者手帳」の提出（コピー）
ク 医療費明細書（該当者のみ）	同居親族に長期療養者（連続して 6 ヶ月以上、入院又は自宅で療養中（見込みを含む）の方に限る）の方が居られる場合「領収書」コピーの添付 ※後日診断書の提出を求める場合があります。
ケ その他（該当者のみ）	・ 現在雇用保険等の受給者の方（雇用保険受給資格者証のコピー） ・ 生活保護受給者（最新の生活保護決定（変更）通知書のコピー） ・ 年金収入がある場合は最新の年金決定通知書又は年金源泉徴収票の提出（コピー） ・ 生活状況報告（申告）書（無職・無収入者用）

※本学が必要と認めた場合は、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

3 証明書様式集〔様式 2〕該当者は左記をクリックしてダウンロードしてください。

- (1) 家計支持者の単身赴任
- (2) 給与支払見込証明書
- (3) 医療費明細書
- (4) 生活状況報告（申告）書（無職・無収入者用）

IV その他

- 1 諸費についても同様に減免する。
- 2 「授業料の減免」と本学が独自に実施する他の給付奨学金制度との併用は出来ない。
- 3 その他具体的な措置については、修学支援会議に一任する。

※なお、ご不明な点があれば奨学支援グループまでお問い合わせください。

以 上